

静岡県犯罪被害者等支援推進計画 検証結果（令和２年度）



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギョットちゃん」

令和３年９月
静岡県

1 はじめに

静岡県では、不幸にも犯罪等の被害に遭われた犯罪被害者等に対して、権利利益の保護及び犯罪被害者等を支える地域社会の形成を促進することを目的に、平成 27 年 4 月 1 日「静岡県犯罪被害者等支援条例」（以下「県条例」という。）を施行し、平成 28 年 10 月 11 日に、県条例第 8 条（犯罪被害者等支援に関する推進計画）に基づき、「静岡県犯罪被害者等支援推進計画」（以下「推進計画」という。）を公表しました。

この推進計画は、本県における犯罪被害者等の支援を県機関が民間支援団体等関係機関と協力し、総合的に推し進めるための指針となるもので、実施期間は平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間で、毎年度、施策の実施状況の確認・検証を行っております。

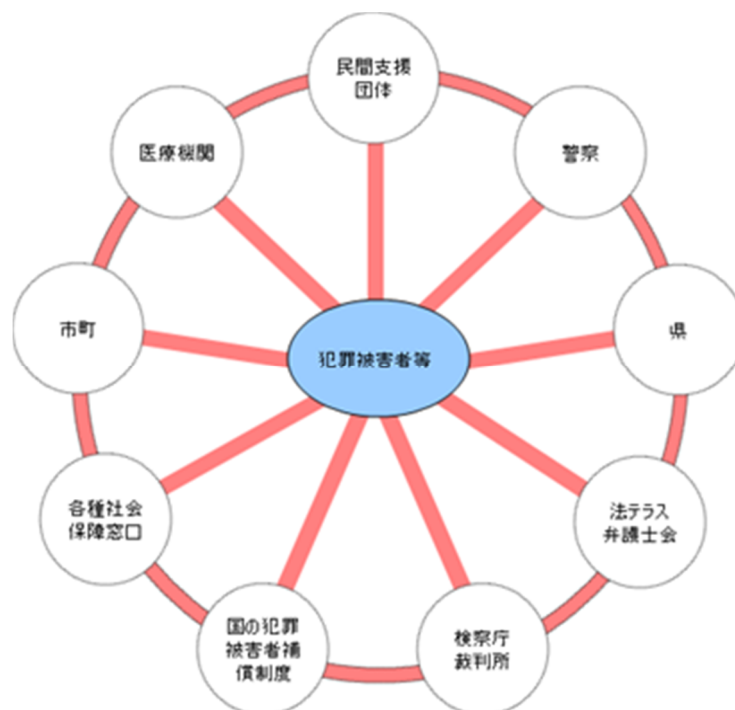
令和 2 年度中に県機関において実施された取組の成果等について、犯罪被害者等支援推進本部において確認・検証を行い、その結果を「静岡県犯罪被害者等支援推進計画検証結果（令和 2 年度）（以下「検証結果」という。）」として取りまとめました。

注) 用語の定義

- 犯罪等…犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為
- 犯罪被害者等…犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族
- 県機関…知事部局、教育委員会、警察本部の各所属
- 民間支援団体…犯罪被害者等支援を主たる目的とする民間の団体

2 静岡県がめざす、犯罪被害者等支援の目指すべき連携・協力のイメージ

（以下のイメージ図を「関係機関」という。）



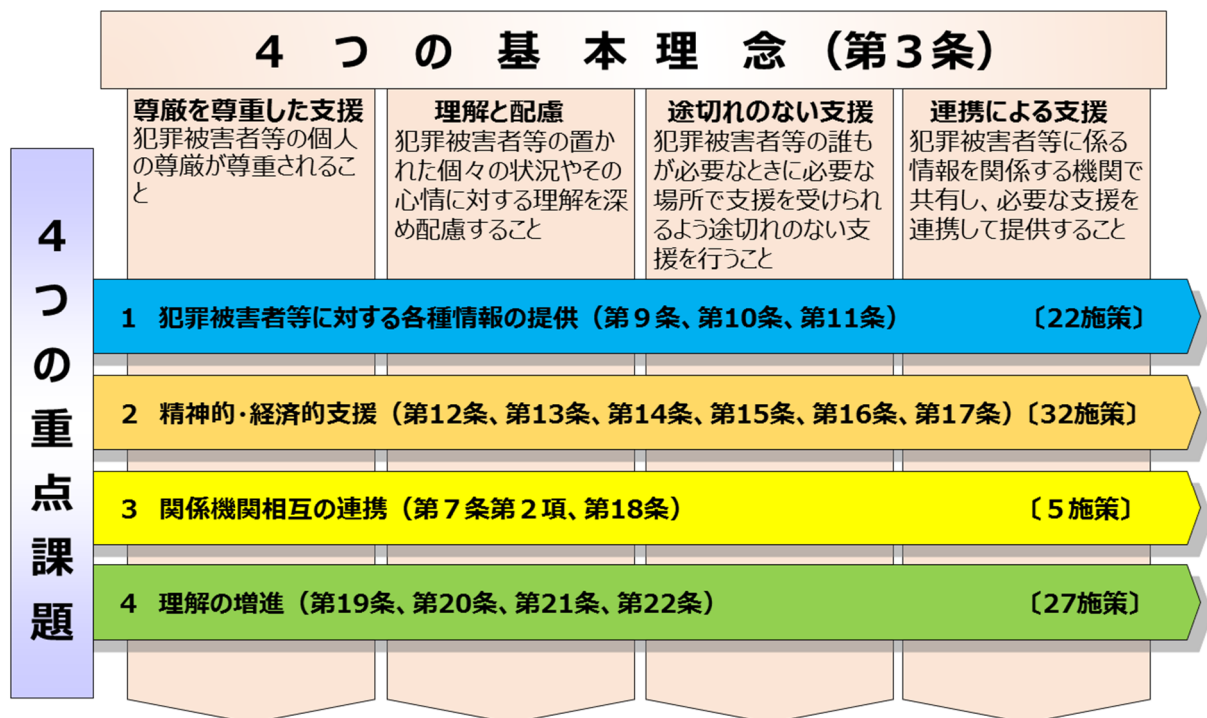
3 推進計画の体系（4つの基本理念、4つの重点課題）

(1) 基本理念

県条例第3条に掲げる基本理念の下、犯罪被害者等の人としての尊厳を重んじ、その置かれている状況に配慮した対応を心掛けるとともに、関係機関・団体による途切れのない支援や、犯罪被害者等に対する理解促進のための施策を進め、県民や事業者を含めた「社会全体で犯罪被害者等を支え、被害者も加害者も出さない安全で安心な静岡県」の実現を目指しています。

(2) 重点課題

犯罪被害者等を取り巻く状況やそのニーズを把握し、「社会全体で犯罪被害者等を支え、被害者も加害者も出さない安全で安心な静岡県」を実現するために、今後必要と考えられる施策を体系的に整理する中で、4項目を重点課題として設定し、それぞれの充実に向けた取組を進めています。



(3) 計画の体系

重点課題	基本方針	取組	県機関	
犯罪被害者等に対する各種情報の提供	相談及び情報の提供等(第9条)	指定被害者支援要員による被害者の手引の交付と教示	警察本部	
		被害者連絡の確実な実施	警察本部	
		各種相談窓口の充実・担当者の技術の向上	警察本部、くらし交通安全課、精神保健福祉センター、女性相談センター	
		市町への施策担当窓口、総合的対応窓口設置の働き掛け	くらし交通安全課	
		スクールカウンセラーの派遣・学校内相談体制の充実	教育委員会	
		被害児童、保護者に対する相談機関紹介	教育委員会	
		心理学、教育学等の専門職員の配置と相談窓口の充実	教育委員会(義務教育課)	
		関係機関と連携した相談対応、必要な情報の提供	男女共同参画課	
		DV防止のための知識の取得、相談場所等の教示	男女共同参画課	
	損害の回復を図るための情報の提供等(第10条)	児童虐待相談担当者研修の充実、他機関との連携強化	こども家庭課、児童相談所	
		高齢者虐待防止の相談窓口の充実、担当者の技術の向上	長寿政策課	
		障害者虐待防止センターにおける相談対応	障害者政策課	
		専門機関の斡旋、連絡調整・民間支援団体への情報提供	警察本部、くらし交通安全課	
		指定被害者支援要員による被害者の手引の交付と教示	警察本部	
		経済的な助成に関する情報の提供等(第11条)	犯罪被害者等のための各種団体が行う救済制度の情報提供	警察本部
			税法上の救済制度の情報提供	警察本部
			暴力団犯罪被害者支援制度の情報提供	警察本部
			医療保険の円滑な利用の確保	国民健康保険課
	母子(父子)家庭への医療費の助成制度		こども家庭課	
	法テラス民事法律扶助制度に係る情報提供		警察本部、くらし交通安全課	
	対象事件の確実な把握と公費負担制度の適正な運用		警察本部	
	犯罪被害給付制度の確実な教示と手続の迅速化		警察本部	

重点課題	基本方針	取組	県機関
精神的・経済的支援	日常生活の支援(第12条)	民間支援団体が行う日常生活の支援	警察本部、くらし交通安全課
		被害者支援カウンセラーの運用	警察本部
		カウンセリング費用の公費負担制度について検討する	警察本部
		性犯罪被害者に対する公費負担制度の運用	警察本部
		スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置・派遣	教育委員会
	心理的外傷等からの回復(第13条)	犯罪被害者等からの相談受理	精神保健福祉センター
		関係機関が連携した高次脳機能障害の当事者、家族の支援	障害福祉課
		DV被害者の自立支援	こども家庭課、女性相談センター
		要保護児童への立ち直り支援	児童相談所
		加害者からの再被害防止対策の徹底	警察本部
	安全の確保(第14条)	DV被害者、被虐待児童の保護等社会的養護	警察本部、児童相談所、女性相談センター
		DV被害者の住民基本台帳閲覧制限の徹底	警察本部、女性相談センター
		関係機関連携によるDV被害者の安全確保	男女共同参画課
		一時保護を希望するDV被害者に係る情報の共有	こども家庭課、女性相談センター
		保護命令の積極運用と被害者の安全の確保	こども家庭課、女性相談センター
		学校関係者に対する虐待発見時の通告義務の徹底	教育委員会
		犯罪現場のハウスクリーニング費用の公費負担	警察本部
	居住の安定(第15条)	犯罪被害者に対する県営住宅の一時使用	公営住宅課
		DV被害者に対する県営住宅の一時使用	公営住宅課
		DV被害者、被虐待児童の一時保護施設退所時の支援	児童相談所、女性相談センター
		犯罪被害者の公営住宅使用に伴う市町担当課へ周知働きかけ	公営住宅課、くらし交通安全課
		被虐待児童の社会的養護の実施	児童相談所
		様々な地域・種類の一時保護委託先の確保	こども家庭課
	雇用の安定(第16条)	犯罪被害者等の新規就労、転職支援の実施	雇用推進課
		犯罪被害による後遺障害者に対する就業情報の提供	雇用推進課
		事業主との間の労使問題に係る相談受理	労働政策課
	捜査の過程における配慮等(第17条)	被害者支援要員の指定と二次的被害防止の徹底	警察本部
		指定被害者支援要員に対する研修	警察本部
		警察学校入校生に対する犯罪被害者支援の研修	警察本部
		被害者支援カウンセラーの運用	警察本部
		司法解剖遺体の遺体修復費用公費負担	警察本部
	性犯罪被害者支援における三者協定の運用	警察本部	

重点課題	基本方針	取組	県機関	
関係機関相互の連携	民間支援団体に対する県の支援(第7条第2項)	民間支援団体への情報提供の強化	警察本部	
		民間支援団体と連携・協働した広報啓発活動の推進	警察本部、くらし交通安全課	
		民間支援団体の見舞金交付への協力	警察本部	
		緊急を要する犯罪被害者等支援の実施(第18条)	指定被害者支援委員の弾力的な運用	警察本部
			署犯罪被害者等支援連絡協議会の活性化	警察本部
			基本方針	取組
理解の増進	県民の理解の増進(第19条)	各種広報媒体を活用した広報啓発の充実	警察本部、くらし交通安全課	
		犯罪被害者週間の集中的な広報、街頭活動の強化	警察本部、くらし交通安全課	
		犯罪被害者等支援講演会inしずおかの継続開催	警察本部、くらし交通安全課	
		「犯罪被害者等に関するリーフレット」による広報啓発	くらし交通安全課	
		被害者支援貢献者への積極的な表彰による士気高揚	警察本部	
		「児童虐待防止静岡の集い」開催による県民の理解の醸成	こども家庭課	
		学校における教育(第20条)	命の大切さを学ぶ教室の開催	警察本部、教育委員会(義務教育課、高校教育課)
	生命の尊重に関する道徳教育と体験活動の推進		教育委員会(義務教育課、高校教育課)	
	こころの教育の推進		教育委員会(高校教育課)	
	体験活動を通じた教育の推進		教育委員会(義務教育課)	
	私たちの道徳の配布		教育委員会(義務教育課)	
	生命を尊重する心情や態度の育成		教育委員会(特別支援教育課)	
	豊かな人間性と社会性の育成		教育委員会(特別支援教育課)	
	犯罪被害者支援従事者に対する研修(第21条)	指定被害者支援委員に対する研修の実施	警察本部	
		警察学校入校生に対する犯罪被害者支援の授業を実施	警察本部	
		女性地域警察官研修会の開催	警察本部	
		女性被害捜査官研修会の開催	警察本部	
		警察署相談係員対象の研修会の開催	警察本部	
		犯罪被害者等支援従事者に対する代理受働の研修の実施	警察本部	
		犯罪被害者等支援ハンドブックの活用	くらし交通安全課	
		県・市町担当者に対する研修会の開催	くらし交通安全課	
		DV被害者、児童虐待に係る相談体制整備の研修実施	男女共同参画課、女性相談センター、児童相談所	
		犯罪被害者等に初期に接する者の研修実施	精神保健福祉センター	
	児童・生徒が犯罪被害に遭遇したときの危機対応研修の開催	教育委員会(義務教育課)		
	意見の反映(第22条)	アンケート調査の実施	警察本部	
		有識者の意見の反映	警察本部	
		パブリックコメントの実施	警察本部、くらし交通安全課	

※ 雇用推進課及び労働政策課については、業務統合により平成31年4月1日から労働雇用政策課に名称変更しました。

※ 長寿政策課については、令和2年4月1日より健康増進課に業務移管されました。

4 重点課題ごとの主な施策実施状況

取組（施策）の実施状況について、抜粋し、以下のとおり重点課題ごとにまとめました。全取組（施策）の実施状況及びそれに対する検証結果については、本検証結果末尾にあります。

(1) 犯罪被害者等に対する各種情報の提供（第9条、第10条、第11条）

犯罪被害者等は、犯罪被害に遭うといった直接的被害のほかにも様々な問題に遭遇し、これらを自力で解決することが非常に困難な状況にあることから、犯罪被害者等が必要とする情報を適切に提供できる体制の整備及び窓口担当者の対応能力向上につながる各種施策を行いました。

ア 各種相談窓口の充実・担当者の技術の向上

- 警察庁の協力を得ながら、県下東部・中部・西部地区の3会場において、県・市町犯罪被害者等支援担当者、管轄警察署担当者及び支援関係機関・団体を対象とする静岡県犯罪被害者等支援担当者研修会を開催しました。【くらし交通安全課】



令和2年10月7日（水）於 静岡県庁西館4階

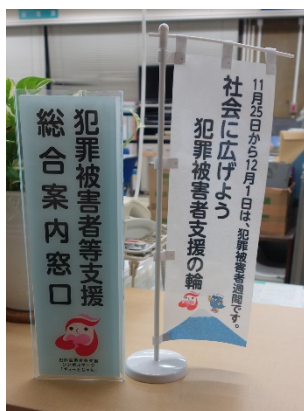
- 静岡県性暴力被害者支援センターSORAにおいて、電話での相談を躊躇^{ちゅうちよ}する性暴力被害者等に配慮し、インターネットを利用したチャットによる性暴力の相談受付を全国で初めて開設しました。【くらし交通安全課】



「SORA チャット」チラシ

イ 市町への施策担当窓口、総合的対応窓口設置の働き掛け

市町窓口担当者と協同して、犯罪被害者等支援総合案内窓口の案内板及び卓上ミニのぼり旗を作成し、各市町の相談窓口を設置しました。【くらし交通安全課】



窓口案内板及び卓上ミニのぼり旗

ウ スクールカウンセラーの派遣・学校内相談体制の充実

県立高等学校 24 校を拠点校として、スクールカウンセラーを配置しました。前年度と比較して、重点巡回校は 3 校、相談対応実績時間は 225 時間増加し、各学校におけるニーズが非常に高まっていることが伺えました。【高校教育課】

エ 被害児童、保護者に対する相談機関紹介

電話だけでなく、メールや LINE での相談窓口を開設し、県教育委員会ホームページのトップページに、相談窓口一覧を閲覧できる項目を掲載しました。【高校教育課】

オ 関係機関と連携した相談対応、必要な情報の提供

電話や面接による相談に加えて、令和 2 年 12 月からインターネットによる相談窓口を開設したことで、犯罪被害者等を含む多くの方から相談を受けました。(女性相談 4,553 件、男性相談 138 件)【男女共同参画課】

カ DV 防止のための知識の取得、相談場所等の教示

デート DV 防止パンフレットの英語及びポルトガル語版を作成し、市町外国人担当課及びブラジル人学校に周知し、県ホームページ上で公開しました。

また、デート DV 防止出前セミナーの実施やパンフレットを配布して DV に関する正しい知識や相談機関等の必要な情報を提供しました。【男女共同参画課】

キ 児童虐待相談担当者研修の充実、他機関との連携強化

警察本部と合同で、児童相談所・市町児童福祉主管課と警察との間で円滑に連携できた事例や取組について好事例集を作成しました。

事例集については、児童相談所及び市町児童福祉主管課、各警察署に送付し、より円滑な連携を促しました。【こども家庭課】

ク 医療保険の円滑な利用の確保

加害者の署名が入った損害賠償誓約書等の有無にかかわらず、保険給付が受けられる旨を市町向け研修会や実地検査等を通じて周知しました。【国民健康保険課】

ケ 犯罪被害給付制度の確実な教示と手続の迅速化

対象となる犯罪被害者等に対して犯罪被害給付制度を教示し、16件の申請を受理し、9件の裁定を行いました。【警察本部】

(2) 精神的・経済的支援（第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条）

犯罪被害者等は、被害直後だけでなく、中長期にわたり心身の不調や不安を回復・軽減するための支援が必要な上、犯罪被害により生活が困難になるなど、経済的負担も大きいことから、様々な制度を適切に教示し、犯罪被害者等の精神的・経済的負担を軽減するための各種施策を行いました。

ア 被害者支援カウンセラーの運用

カウンセリングを希望する犯罪被害者等29人に対して、臨床心理士等の資格を有する警察官によるカウンセリングを72回実施しました。【警察本部】

イ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置・派遣

○ 政令市を除く県内全公立小・中学校及び義務教育学校（489校）に131人のスクールカウンセラーを配置しました。また、スクールソーシャルワーカーにおいては、全市町に45人配置しました。【義務教育課】

○ 県立高等学校において、24校を拠点校としてスクールカウンセラーを、3校を拠点校としてスクールソーシャルワーカーを配置し、各高等学校の要請に応じて派遣しました。スクールカウンセラーについては重点巡回校を3校増やし、相談対応実績時間は前年度から225時間増加しました。【高校教育課】

○ 拠点校に13人のスクールカウンセラーを配置し、各校に派遣しました。相談人数については、前年度から275人増え、1,958人でした。【特別支援教育課】

ウ DV被害者の自立支援

DV被害者からの電話相談や一時保護中に様々な支援制度等の情報提供を行いました。一時保護中のケースについては、各種相談、弁護士相談等の同行支援を行いました。【女性相談センター】

エ 犯罪被害者の公営住宅使用に伴う市町担当課へ周知働き掛け

市町の公営住宅担当課から、犯罪被害者の一時受入れの相談・指導を継続実施しました。【公営住宅課】

(3) 関係機関相互の連携（第7条第2項、第18条）

犯罪被害者等の年齢や性別、被害実態等、個々の事情によって必要とする支援が異なり、その支援内容は多岐にわたることから、関係機関・団体等がそれぞれの役割を適切に果たしていくとともに、各々が連携して途切れのない支援をするための各種施策を行いました。

ア 民間支援団体と連携・協働した広報啓発活動の推進

認定 NPO 法人静岡犯罪被害者支援センターと連携・協働して、新型コロナウイルス感染対策を講じた上で、県内4店舗の商業施設において、街頭広報活動を実施しました。【警察本部、くらし交通安全課】



令和2年11月19日（木）於 アピタ島田店



令和2年11月20日（金）於 アピタ大仁店

イ 民間支援団体の見舞金交付への協力

認定 NPO 法人静岡犯罪被害者支援センターによる犯罪被害者等に対する見舞金及び防犯ブザーの交付に協力しました。（見舞金の交付5件、防犯ブザーの交付28個）【警察本部】

(4) 理解の増進（第19条、第20条、第21条、第22条）

犯罪被害者等の実態やニーズ、支援に関する施策については、未だ社会全体の理解が十分に進んでいないことから、県民に対して犯罪被害者等支援の理解の増進に結びつけるための各種施策を行いました。

ア 犯罪被害者週間の集中的な広報、街頭活動の強化

- 初の試みとして、県立中央図書館において、犯罪被害者支援に関するパネル及びポスターの展示、犯罪被害者支援関係蔵書の紹介、犯罪被害者支援相談窓口のパンフレット配架等を行い、犯罪被害者支援に関する県民の理解増進を図りました。【警察本部、くらし交通安全課】



展示状況 於 県立中央図書館

- 性暴力被害の実態や男女間における様々な暴力を周知し、性暴力及び男女間における暴力を絶対に許さないという意識を醸成するとともに、静岡県性暴力被害者支援センターSORAの認知度向上を図る目的で、「性暴力被害について考えるシンポジウム」を開催し、精神科医による基調講演や性暴力被害当事者や性暴力被害研究者等によるパネルディスカッションを行いました。【くらし交通安全課】



令和2年11月14日（土）於 浜松市地域情報センター

イ 犯罪被害者等支援講演会 in しずおかの継続開催

静岡市、認定NPO 法人静岡犯罪被害者支援センターとの共催による「犯罪被害者等支援講演会 in しずおか」を継続開催しました。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、参加人数を限定するために事前申込制とし、録画した講演会の画像を後日、希望者に期間限定でウェブ配信しました。【警察本部、くらし交通安全課】



交通事故被害者御遺族による講演



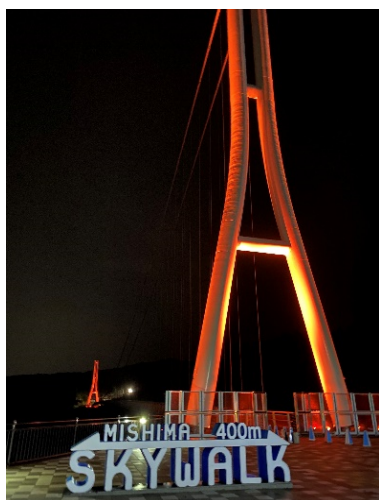
犯罪被害者支援トーク&コンサート

ウ 「児童虐待防止静岡の集い」開催による県民の理解の醸成

県内施設のオレンジライトアップ（富士山世界遺産センター、三島スカイウォーク、びゅうお、大観覧車「Fuji Sky View」等）や啓発品の配布を行いました。

また、民間企業とのタイアップとして、アスクラロ沼津と児童虐待防止にかかるパートナーシップ協定を締結し、県民の児童虐待防止への理解促進を図りました。

【こども家庭課】



オレンジライトアップ実施状況



アスクラロ沼津との児童虐待防止に係るパートナーシップ協定締結式



電光掲示板による広報
於 愛鷹広域公園

エ 命の大切さを学ぶ教室の開催

- 新型コロナウイルスの感染拡大により、開催中止を余儀なくされた学校もあったものの、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、中学校3校、高等学校5校で命の大切さを学ぶ教室を開催しました。【警察本部、義務教育課、高校教育課】



県内中学校



県内高等学校

- 高校生の交通安全意識の高揚を図るため、命の大切さを伝える「生命（いのち）のメッセージ展」の展示を7校で開催しました。【高校教育課、くらし交通安全課】

5 取組（施策）に対する検証結果

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、特に、重点課題4「理解の増進」の各取組（施策）については、急遽、研修会等の中止を余儀なくされるなど、当初の予定どおりに実施できなかった取組（施策）もありましたが、学校における命の大切さを学ぶ教室では放送室を利用する、犯罪被害者等支援講演会ではインターネットの動画配信サービスを活用するなど新たな手法を駆使することで、県民の理解の増進を図ることができました。

また、性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとしては、全国初となる「SORAチャット」というインターネットを利用したチャットによる相談窓口を新たに開設したり、継続的な施策として、前年度に大幅改訂した「静岡県犯罪被害者等支援ハンドブック」を活用した研修会を開催したことで、相談窓口の充実・担当者の技術の向上が図られるなど、全体として一定の成果をあげられたものと思います。

令和2年度は、「静岡県犯罪被害者等支援推進計画」の最終年度として、これまでの成果や県民向けに行ったアンケート結果を踏まえつつ、次期計画について関係各機関と協議を重ね、令和3年4月に「第2次静岡県犯罪被害者等支援推進計画」を策定・公表いたしました。

そこで、令和3年度からは、第2次静岡県犯罪被害者等支援推進計画に基づき、引き続き、関係機関の緊密な連携の下、各種施策を強力に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護がより一層図られる社会を目指していきます。

「静岡県犯罪被害者等支援推進計画検証結果（令和元年度）」に対する有識者意見への回答

	有識者意見	県機関からの回答
1	<p>SORAの相談件数が766件、同行支援件数が33件実施されたとのことですが、現場の人員やフォローは足りていますでしょうか。</p> <p>SORAの積極的な広報は必要ですが、現場が疲弊してしまつては意味がないので、担当者の心身と経済面への十分な配慮をお願いします。</p> <p>(第21条関係)</p>	<p>各相談員の二次受傷防止の研修やスーパービジョンを開催しました。今後も相談員の負担の軽減や処遇に十分配慮してまいります。</p> <p>(くらし交通安全課)</p>
2	<p>デートDVのパンフレットは、非常に分かりやすく、説得的であり、気付きも多いと思われます。</p> <p>令和元年度は、セミナー受講者のみに配布されたようですが、特に、未成年者に対し、広く配布することを検討していただけたらと思います。可能であれば、学校とも協議し、中学校で配布する必要もあると思います。</p> <p>(第9条関係)</p>	<p>デートDVについては、パンフレットを読むだけでなく、セミナーを受講することで、正しい理解が深まると思いますので、セミナー受講者を対象に配布しています。</p> <p>パンフレットは男女共同参画課のホームページからダウンロードができますので、中学校等に周知してまいります。</p> <p>(男女共同参画課)</p>
3	<p>被害者支援の目的税の導入について、検討をお願いします。(県民一人当たり年額100円でも良いと思います。)</p> <p>(第4条関係)</p>	<p>他の都道府県の状況を踏まえつつ研究してまいります。</p> <p>(くらし交通安全課)</p>
4	<p>支援を求めにくい被害者もいると思うので、被害者にとって分かりやすく、かつ相談への敷居を下げられるような広報をして、支援を求めやすくしていただきたいと思います。</p> <p>(第19条関係)</p>	<p>性犯罪被害相談電話「#8103(ハートさん)」や暴力相談等の専門相談窓口を県警察ホームページで案内しており、より分かりやすくなるよう、毎年、ホームページの見直しを実施しております。</p> <p>今後も、これらの窓口の積極的な広報を行い、支援が届きやすくなるよう努めてまいります。</p> <p>(警察本部)</p> <p>相談に訪れる被害者にわかりやすいよう、県内すべての市町に犯罪被害者等のための統一の窓口案内板の設置を行いました。今後も支援を求める人に届く広報に努めます。</p> <p>(くらし交通安全課)</p>

5	<p>新型コロナウイルスの感染拡大により、シンポジウムや講演、イベントの開催や参加が以前より難しい状況になっています。</p> <p>そうした中で、SNS やホームページといった手段での広報啓発活動についても、工夫を凝らしながら、更に進めていくことを望みます。</p> <p>(第 19 条関係)</p>	<p>Twitter や県警察ホームページを利用した広報活動を実施しました。</p> <p>今後も、更に様々な手段を用いて、効果的な広報啓発活動を展開してまいります。</p> <p>(警察本部)</p> <p>Twitter 等の SNS による積極的な情報発信を行いました。今後も講演会の Web 視聴などインターネットを活用した効果的な広報に取り組んでまいります。</p> <p>(くらし交通安全課)</p>
6	<p>マスコミ報道によれば、新型コロナウイルスの感染拡大により、外出自粛を迫られる中で家庭内での児童虐待や DV が増加傾向にあるほか、感染者が差別やいじめを受ける事例が増加しているため、県や警察等のより積極的な介入を期待します。</p> <p>(第 4 条関係)</p>	<p>各種警察活動を通じた情報収集から早期発見に努めるとともに、事案内容に応じて関係機関と連携し、警察として必要な措置を確実に遂行してまいります。</p> <p>(警察本部)</p> <p>電話相談において、直接的な DV の相談でない場合でも背景に DV の影響が考えられる場合は、積極的に面接相談につなげ、被害者の支援に取り組んでいます。</p> <p>(男女共同参画課)</p> <p>県人権啓発センターにおいては、児童虐待や DV といった人権侵害が起こらないよう、あらゆる機会を捉えて周知啓発を行ってまいります。また、問題の適切な解決が図られるよう、関係機関と連携して、人権相談を行ってまいります。</p> <p>(地域福祉課人権同和対策室)</p> <p>国や県では、外出自粛中でも相談しやすい環境を整備するため、SNS 相談窓口を設置しています。これら相談窓口を積極的に周知し、児童虐待や DV の早期発見に努めてまいります。</p> <p>(こども家庭課)</p> <p>昨年度の児童虐待件数は、前年度に比べて増加傾向にあり、新型コロナウイルスの感染拡大が影響している案件も散見されます。</p> <p>引き続き、関係機関と連携し、児童虐待の早期発見に努め、迅速な対応をしていきます。</p> <p>(児童相談所)</p>

		<p>電話や面接による DV 被害等を含む相談に対しては、女性相談センター（DV 相談ダイヤルを含む）、賀茂・東部・中部・西部の各健康福祉センター、及び市町と連携した対応を実施していきます。</p> <p style="text-align: right;">（女性相談センター）</p>
7	<p>各自治体において支援窓口が整備され、さらに、「静岡県犯罪被害者等支援ハンドブック」を作成し、窓口担当者の意思統一を図り、迅速な対応が実施できるよう取組まれたことは良いことだと思います。</p> <p>現在、藤枝市、長泉町、裾野市、菊川市、湖西市において「犯罪被害者等支援条例」が制定されていますが、制定されていない地域で被害に遭われた場合は、十分な支援を受けることができなくなってしまいます。</p> <p>支援窓口の整備だけに留まるのではなく、支援の質や支援の継続性を保ち、地域による支援のばらつきを無くし、等しく適切な支援を受けることができるように、全市町への条例制定を強く望むと同時に、県としても各自治体に対して積極的な働き掛けを望みます。</p> <p style="text-align: right;">（第 4 条関係）</p>	<p>市町の担当部局に対して、警察署犯罪被害者支援連絡協議会の場を活用して、条例等の制定に向けた積極的な働き掛けを行っていきます。</p> <p style="text-align: right;">（警察本部）</p> <p>市町、警察、関係機関との連携強化を目的に実施している犯罪被害者等支援担当者研修会において、条例制定市町の取組を紹介するなど、条例制定に向けた取組を促してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（くらし交通安全課）</p>

静岡県犯罪被害者等支援推進計画実施状況及び検証結果（令和2年度）

重点課題①：犯罪被害者等に対する各種情報の提供 相談及び情報の提供等（第9条）

	取組名	担当機関	令和2年度の実施状況(成果)	検証結果
1	指定被害者支援要員による被害者の手引の交付と教示	警察本部	指定被害者支援要員が犯罪被害者等に対して被害者の手引を交付するとともに、各種救済制度について教示した（546事件）。	被害者の手引の交付対象となる事件事故の発生を把握し、各警察署における犯罪被害者等への手引交付状況を確認していることから、漏れなく手引の交付及び各種救済制度の教示ができたものと判断する。今後も、確実な手引の交付と各種救済制度の教示に努めていく。
2	被害者連絡の確実な実施	警察本部	対象となる被害者等に対して、捜査に支障のない範囲で捜査状況等に関する情報提供を実施した。	業務指導等において被害者連絡経過票の作成状況等を確認し、確実な被害者連絡の実施に努めている。今後も確実に被害者連絡が行われるように指導教養を継続する。
3	各種相談窓口の充実・担当者の技術の向上	警察本部	業務指導に併せて県内各警察署において、指定被害者支援要員に対する研修会を開催し、警察における被害者支援や代理受傷に関する教養を実施した（参加人数227人）。	新型コロナウイルス感染拡大防止を理由に研修会への参加人数を狭めたことから、前年度と比較して参加人数は減ったものの、死傷者多数事件事故発生時の対応や代理受傷に関する教養を実施することができた。今後も指定被害者支援要員に対する教養を実施し、対応能力の向上を図っていく。
		くらし交通安全課	○「静岡県犯罪被害者等支援担当者研修会」の開催 県・市町犯罪被害者等支援担当者と管轄警察署担当者、支援関係機関・団体との合同研修会を開催した。 ・開催日：10/7（水）、10/14（水）、10/28（水） ・開催場所：県庁、浜松総合庁舎、東部総合庁舎 ・参加人数：計138人 （くらし交通安全課、警察本部）	犯罪被害者等支援の推進、県・市町窓口担当職員等による二次的被害防止及び行政と警察、関係機関等が連携した途切れない支援を目指し、窓口の充実や担当者の技術の向上に向けた取組を行った。今後も継続して各種研修等を開催する。 （くらし交通安全課、警察本部）
		くらし交通安全課	○性暴力被害者の心身の健康の回復を図るため、関係機関が連携し、24時間365日支援をワンストップで行う「静岡県性暴力被害者支援センター-SORA（そら）」を運営 ・令和2年度相談件数1,141件、同行支援44件 ・県内全ての高校、専修学校、短大、大学新入学生へ啓発用カードを配布（55,330枚） ・市町犯罪被害者等のための「総合的対応窓口」担当課、犯罪被害者支援機関・団体、県内高校、専修学校、短大、大学、医療機関等へ啓発用リーフレットを配布	「静岡県性暴力被害者支援センター-SORA（そら）」は、核となる相談センターにおいて24時間365日相談を受け付けており、いつでも、どのような相談にも対応できる体制を取っている。今後も相談しやすい環境を整え、性暴力被害者の健康回復と被害の潜在化防止を図っていく。
		精神保健福祉センター	なし	なし
		女性相談センター	各健康福祉センター、市町の女性相談担当等を対象に、3回研修会を実施した。 ・第1回女性保護担当職員・女性相談員研修：4/10(16人) ・第2回女性保護担当職員・女性相談員研修：10/9(49人) ・第3回女性保護担当職員・女性相談員研修：2/26(53人) 女性保護・DV相談担当者研修会 ・7/31（中選20名） ・8/17（東部17名） ・8/21（藤枝13名） 女性相談員事例検討会 中止(新型コロナウイルス対策のため) 講師依頼により実施 ・警察学校講師(実施日12/3、2/17)	第2回担当者研修においては、「多様な性を生きる人々の悩みとLGBTQ相談支援の仕組み」について講義を実施した。LGBTQの知識に加えて、相談員としての姿勢や取り組むべき課題について、共通理解を持つことができた。 第3回担当者研修においては、「女性相談と児童相談の連携」について、ZoomによるWEB講義を実施した。連携の必要性について、関係機関の認識が深まった。 本年度は講義形式の研修会のみを実施したが、今後は女性保護事業推進の中核となる女性相談員の資質向上のため、グループワークや事例検討会等、より実践的な研修をWEB開催できるよう準備していく必要がある。
4	市町への施策担当窓口、総合的対応窓口設置の働き掛け	くらし交通安全課	市町犯罪被害者等支援施策担当窓口、総合的対応窓口担当職員に対し、更なる窓口の充実について研修を実施した。更に、窓口担当者と協同して窓口案内板・卓上ミニのぼり旗を作成し、被害者支援等案内窓口に設置した。	今後も継続して窓口の体制・連携の充実に向けて研修等を実施していく。
5	スクールカウンセラーの派遣・学校内相談体制の充実	教育委員会（義務教育課）	政令指定都市を除く県内全小・中学校及び義務教育学校（489校）にスクールカウンセラーを配置した（相談件数：児童生徒35,665件、保護者27,217件、教職員48,394件）。	例年と同様にスクールカウンセラーの配置を実施することができた。今後も継続して相談体制の充実を図る。
		教育委員会（高校教育課）	静岡県性暴力被害者支援センター「SORAチャット相談」開設について周知し、県内の高等学校に広報啓発用チラシを配布した。 （高校教育課、くらし交通安全課）	これまでの相談電話に加え、インターネットを活用した新たな相談窓口「SORAチャット相談」を開設した。また、相談方法及びQRコードを記載したチラシを、学校及び生徒に配布した。今後も相談しやすい体制づくりに努める。 （高校教育課、くらし交通安全課）
		教育委員会（特別支援教育課）	13の拠点校にスクールカウンセラーを配置し、各校に派遣した（相談人数延べ1,958人）。	令和元年度と比較して、重点巡回校は3校、相談対応実績時間は225時間増加した。各学校におけるニーズは非常に高まっており、今後も継続して相談体制の充実を図る。
6	被害児童、保護者に対する相談機関紹介	教育委員会（義務教育課）	政令指定都市を除く県内全公立小・中学生に「いじめ・暴力対策メール」、「24時間子供SOSダイヤル」の相談窓口を掲載した文書を配布し周知した。 また、「いじめ・暴力対策メール」においては、報告を受け付け、「24時間子供SOSダイヤル」については、教育相談課より小中学校に関する報告のみ受け付けた。 （相談受付：「いじめ・暴力対策メール」16件、「24時間子供SOSダイヤル」22件）	「いじめ・暴力対策メール」については、報告を受け付けた後、各教育事務所を通して各市町教育委員会に対応を依頼、公立小中学校以外は高校教育課等に対応を依頼した。「24時間子供SOSダイヤル」では、教育相談課より公立小中学校に関する報告を受け付けた後、各教育事務所を通して、各市町教育委員会に対応を依頼した。
		教育委員会（高校教育課）	静岡県教育委員会ホームページのトップページに、相談窓口一覧を閲覧できる項目を掲載した。	電話だけでなくメールやLINEでの相談窓口も設定するとともに、継続して相談窓口の紹介に努めた。
		教育委員会（特別支援教育課）	各学校において必要に応じて相談機関を紹介するとともに、校内にポスター等を掲示した。	これまでの相談電話に加え、インターネットを活用した新たな相談窓口「SORAチャット相談」を開設した。また、相談方法及びQRコードを記載したチラシを、学校及び生徒に配布した。今後も相談しやすい体制づくりに努める。 （高校教育課、くらし交通安全課）

取組名	担当機関	令和2年度の実施状況(成果)	検証結果
7 心理学、教育学等の専門職員の配置と相談窓口の充実	教育委員会 (義務教育課)	政令指定都市を除く県内全公立小・中学生に「いじめ・暴力対策メール」「24時間子供SOSダイヤル」の相談窓口を掲載した文書を配布し周知した。 また、「いじめ・暴力対策メール」においては、報告を受け付け、「24時間子供SOSダイヤル」については、教育相談課より小中学校に関する報告のみ受け付けた。 (相談受付: 「いじめ・暴力対策メール」16件、「24時間子供SOSダイヤル」22件)	「いじめ・暴力対策メール」については、報告を受け付けた後、各教育事務所を通して各市町教育委員会に対応を依頼、公立小中学校以外は高校教育課等に対応を依頼した。「24時間子供SOSダイヤル」では、教育相談課より公立小中学校に関する報告を受け付けた後、各教育事務所を通して、各市町教育委員会に対応を依頼した。
8 関係機関と連携した相談対応、必要な情報の提供	男女共同参画課	相談件数 ・女性相談 4,553件 (電話4,225件、面接278件、インターネット50件) ※ インターネット相談は令和2年12月から新規開設 ・男性相談 138件	電話や面接、新たにインターネットを利用した相談により、犯罪被害者等を含む多くの方から相談を受けた。今後も、関係機関と連携した相談対応を実施していく。
9 DV防止のための知識の取得、相談場所等の教示	男女共同参画課	性暴力及び男女間の暴力に関するシンポジウムを実施した。 (開催日11/14、参加者: 会場43人、Web視聴165人) ----- 高等学校、専門学校、大学の16校において、デートDV防止出前セミナーを開催し、1,735人が受講。受講者にデートDV防止パンフレットを配布した。(新型コロナウイルスの影響で各校少人数での開催になり、例年より受講者数が少なかった。) デートDV防止パンフレットの英語・ポルトガル語版を作成し、市町外国人担当課及びブラジル人学校に周知し、県ホームページで公開した。 ----- DV防止パンフレットを関係機関へ配布した。	性暴力及び男女間の暴力に関するシンポジウムを実施するとともに、デートDV防止出前セミナーの実施やパンフレットを配布してDVに関する正しい知識や相談機関等の必要な情報を提供できた。今後も取組を継続する。
10 児童虐待相談担当者研修の充実、他機関との連携強化	こども家庭課 児童相談所	県警本部と合同で、児童相談所・市町児童福祉主管課と警察との間で円滑に連携できた事例や取り組みの好事例集を作成した。事例や取り組みについては児童相談所、市町児童福祉主管課、警察に照会し、17の事例が挙げられた。 児童相談所職員等を対象とした研修を延べ21日実施し、579人が受講した。	事例集を児童相談所及び市町児童福祉主管課、警察署に送付した。各機関の好事例や取り組みの内容を共有することで、児童相談所・市町児童福祉主管課と警察のより円滑な連携を促した。 引き続き、児童相談所職員等に対する研修を実施し、専門性の向上を図る。
11 高齢者虐待防止の相談窓口の充実、担当者の技術の向上	長寿政策課 健康増進課	高齢者虐待防止等の高齢者の権利擁護に関し、市町等からの電話相談に応じる相談窓口を開設した(年間相談件数38件)。 高齢者虐待対応を担当する市町等職員に対して、研修会を開催した。 ・事例検討会(オンデマンド形式) 1回 参加者 88人 ・虐待対応力研修会 3回 参加者130人	市町等からの電話相談に応じる相談窓口の開設や職員への研修会の開催により、窓口の充実や担当者の技術の向上が図られた。今後も継続して研修等を開催する。
12 障害者虐待防止センターにおける相談対応	障害者政策課	障害者虐待防止センターにおいて関係機関と連携して、虐待等の被害を受けた障害のある人やその関係者からの相談に対応した(通報・相談件数10件)。	関係機関と連携した相談対応ができた。今後も障害者虐待防止センターでの相談対応を続けていく。

損害の回復を図るための情報の提供等(第10条)

取組名	担当機関	令和2年度の実施状況(成果)	検証結果
1 専門機関の斡旋、連絡調整・民間支援団体への情報提供	警察本部 くらし交通安全課	被害者の手引を交付する際に、民間支援団体等を紹介し、情報提供の希望確認を実施した。 犯罪被害者等支援総合調整窓口による情報提供を11件実施した。(主な紹介先: 県が所管するその他の窓口、警察、弁護士会等)	今後も犯罪被害者等支援の要望に応じて、関係機関への情報提供につなげていく。 「静岡県犯罪被害者等支援ハンドブック」に掲載した関係機関における支援業務等について、内容更新を行い情報提供を行っていく。
2 指定被害者支援要員による被害者の手引の交付と教示	警察本部	【再掲】 指定被害者支援要員が犯罪被害者等に対して被害者の手引を交付するとともに、各種救済制度について教示した(546事件)。	【再掲】 被害者の手引の交付対象となる事件事故の発生を把握し、各警察署における犯罪被害者等への手引交付状況を確認していることから、漏れなく手引の交付及び各種救済制度の教示ができたものと判断する。今後も、確実な手引の交付と制度の教示に努めていく。

経済的な助成に関する情報の提供等(第11条)

取組名	担当機関	令和2年度の実施状況(成果)	検証結果
1 犯罪被害者等のための各種団体が行う救済制度の情報提供	警察本部	公益財団法人犯罪被害者支援基金、日本財団まごころ奨学金、自動車事故対策機構、交通遺児等育成基金、道路厚生会等の各種団体が行っている救済制度について、被害者の手引の交付により情報提供を実施した。	被害者の手引の交付対象となる事件事故の発生を把握し、各警察署における犯罪被害者等への手引交付状況を確認していることから、漏れなく手引の交付及び各種救済制度の教示ができたものと判断する。今後も、確実な手引の交付と制度の教示に努めていく。
2 税法上の救済制度の情報提供	警察本部	医療費控除、障害者控除、寡婦(寡夫)控除等の税法上の救済制度について、被害者の手引の交付により情報提供を実施した。	被害者の手引の交付対象となる事件事故の発生を把握し、各警察署における犯罪被害者等への手引交付状況を確認していることから、漏れなく手引の交付及び各種救済制度の教示ができたものと判断する。今後も、確実な手引の交付と制度の教示に努めていく。
3 暴力団犯罪被害者支援制度の情報提供	警察本部	支給対象となる暴力団犯罪被害者に対し、公益財団法人静岡県暴力団追放運動推進センター(県暴追センター)が行う暴力団犯罪被害者支援制度の教示を推進した。	各警察署・本部捜査員に対象事件を周知させ、支給対象被害者に対し、制度の周知を図ることができた。今後も県暴追センターと連携し、制度の周知・活性化を図る。
4 医療保険の円滑な利用の確保	国民健康保険課	加害者の署名が入った損害賠償誓約書等の有無にかかわらず、保険給付が受けられる旨を市町向け研修会や実地検査等を通じて周知した。	研修会及び実地検査により、担当者に周知することで医療保険の円滑な利用の確保が図られた。今後も取組を継続する。
5 母子(父子)家庭への医療費の助成制度	こども家庭課	令和2年度の補助実績は182,452千円で受診件数は139,361件であった。	受診件数及び補助額は前年度を下回ったものの、十分な制度の運用ができたものと判断する。今後も、ひとり親家庭への支援施策として、児童の健やかな成長や医療費の経済的負担の軽減に寄与していく。
6 法テラス民事法律扶助制度に係る情報提供	警察本部 くらし交通安全課	各種相談を通じて損害賠償請求等を希望する被害者に対しては、法テラス民事法律扶助制度に係る情報提供を実施した。 県犯罪被害者等総合調整窓口において、情報提供を実施した。また、犯罪被害者週間広報・キャンペーンにおいて、法テラスのパンフレットを含む啓発品を配布した。	各相談窓口にて法テラスのパンフレットを用意するなどしており、必要な被害者等に対して情報提供ができていたものと判断する。今後も取組を継続する。 「静岡県犯罪被害者等支援ハンドブック」に法テラスの支援業務を掲載し、県内犯罪被害者等関係機関に備え付け、被害者に対して情報提供ができていたものと判断する。今後も取組を継続する。
7 対象事件の確実な把握と公費負担制度の適正な運用	警察本部	関係部署と連携して対象事件の確実な把握に努め、把握した事件の内容に応じて適正に公費負担制度を運用(129件、約2,810千円支出)した。	関係部署との連携により事件事故を発生段階から把握し、事後の捜査経過を確認の上、公費負担制度を適用しており、適正な運用ができたものと判断する。今後も同種取組を継続する。
8 犯罪被害給付制度の確実な教示と手続の迅速化	警察本部	対象となる犯罪被害者等に対して犯罪被害給付制度を教示し、16件の申請を受理し、9件の裁定を行った。	申請及び裁定件数は前年度より増加した。警察署相談係員と連携し、対象事件の把握に努め、制度の教示漏れ防止を図った。今後も確実な制度の教示と迅速な裁定に努めていく。

**重点課題②：精神的・経済的支援
日常生活の支援（第12条）**

	取組名	担当機関	令和2年度の実施状況(成果)	検証結果
1	民間支援団体が行う日常生活の支援	警察本部	委託料を確保の上、認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターに対して、犯罪被害者支援業務を委託した。	今後も認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターが被害者等に対して十分な支援が行えるよう、予算確保に努めていく。
		くらし交通安全課	民間支援団体が行う日常生活の支援等業務内容を「静岡県犯罪被害者等支援ハンドブック」に掲載し、県・市町犯罪被害者等支援総合的対応窓口等関係機関・団体へ配布し備付けており、必要な被害者に対して情報提供ができていたものと判断する。今後も取組を継続する。	被害者のニーズに応じた日常生活の支援を実施するため、民間支援団体に対する情報提供等に今後も努めていく。

心理的外傷等からの回復（第13条）

	取組名	担当機関	令和2年度の実施状況(成果)	検証結果
1	被害者支援カウンセラーの運用	警察本部	カウンセリングを希望する被害者等29人に対して、臨床心理士等の資格を有する警察官によるカウンセリングを72回実施した。	前年度を上回る被害者等のカウンセリングを実施した。被害実施等を確認し、関係所属と連携してさらなる運用を図っていく。
2	カウンセリング費用の公費負担制度について検討する	警察本部	カウンセリング等費用の公費負担を実施（被害者等12人に対し、76回分、約248千円支出）した。	対象となる被害者等に対して、適切に制度を運用することができた。今後も取組を継続する。
3	性犯罪被害者に対する公費負担制度の運用	警察本部	性犯罪被害者に対して公費負担制度を適用（被害者等21人に対し、約223千円支出）し、精神的被害の緩和を図った。	性犯罪の発生及び被害者等に対する支援状況を確認し、必要な被害者に漏れなく制度を適用した。今後も取組を継続する。
4	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置・派遣	教育委員会（義務教育課）	政令市を除く県内全公立小・中学校及び義務教育学校（489校）に131人のスクールカウンセラーを配置した。スクールソーシャルワーカーにおいては、全市町に45人配置されている。	例年と同様にスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの配置を実施することができた。今後も継続して相談体制の充実を図る。
		教育委員会（高校教育課）	スクールカウンセラー：県立高等学校の拠点校24校に配置（3,314時間） スクールソーシャルワーカー：県立高等学校の拠点校3校に配置（964時間）	スクールカウンセラーの重点巡回校を3校増やして支援体制の充実を図り、相談対応実績時間も225時間増加した。スクールソーシャルワーカーとともに、引き続き配置校や派遣回数の増加を図る。
		教育委員会（特別支援教育課）	拠点校に13人のスクールカウンセラーを配置し、各校に派遣した（相談人数延べ1,958人）。	令和元年度に引き続き拠点校にスクールカウンセラーを配置した。今後も継続して学校内の相談体制の充実を図る。
5	犯罪被害者等からの相談受理	精神保健福祉センター	・精神保健福祉相談（面接・電話等） 0件 ・こころの緊急支援チームの派遣 0件	令和2年度は犯罪被害に関するこころの緊急支援チームの派遣要請はなかった。派遣要請があった際、要請元のニーズに応じた対応ができるよう、今後も取組を継続する。
6	関係機関が連携した高次脳機能障害の当事者、家族の支援	障害福祉課	高次脳機能障害支援拠点の設置（県内6か所）	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、研修、相談会が実施できない地域もあったが、感染状況に合わせてオンライン研修や電話相談、感染防止策を取りながらの訪問等により、高次脳機能障害者や家族の支援を行うことができた。今後も取組を継続する。
			高次脳機能障害総合相談事業（医療相談会）の実施（相談回数15回、相談人数34人）	
			高次脳機能障害支援従事者研修の開催（開催回数4回、研修参加者206人）	
			高次脳機能障害者地域基盤整備事業検討専門家委員会の開催（開催回数2回）	
医療体制連携強化事業の実施（開催回数1回、研修参加者 37人）				
7	DV被害者の自立支援	女性相談センター	令和2年度の婦人保護施設への入所実績は5人、延べ日数は761日であった。	引き続き、婦人保護施設においてDV被害者の自立に向けた支援を行う。
			電話相談や一時保護中に様々な制度等の情報提供を行った。	引き続き、DV被害者の生活安定、自立に向けた支援を行っていく。
			一時保護中のケースについては、各種手続、弁護士相談等同行支援を行った。	
			婦人保護施設を利用した就労、転宅支援を実施した。	
各種証明書の発行をした（60件）。	各種証明書の発行件数は、コロナ禍だが横ばいであった。今後も同取組を継続する。			
8	要保護児童への立ち直り支援	児童相談所	令和2年度に児童相談所（政令市を含む）が行った一時保護（一時保護所への入所）人数は662人、延べ日数は17,265日（暫定値）であった。	一時保護による安全確保のほか、一時保護中は児童相談所の児童福祉司による家庭調整や児童心理司による児童への聞き取りを行い、児童の心理的支援に努めていく。

安全の確保（第14条）

	取組名	担当機関	令和2年度の実施状況(成果)	検証結果
1	加害者からの再被害防止対策の徹底	警察本部	令和2年度中の再被害防止対象事件の指定なし。	今後も対象事件があった場合については、関係部署と連携して必要な措置を講じるなど、再被害防止対策の徹底を図る。
2	DV被害者・被虐待児童の保護等社会的養護	警察本部	DVの背景にある民事問題を解決し被害者の安全を確保するため被害者の申出に応じて県弁護士会と情報共有し、児童虐待事案については認知の都度児童相談所への通告を実施するなど関係機関と連携して対応した。	県弁護士会との情報共有実数は未だ低調であるため、DV被害者への働き掛けをより一層推進する。児童通告については令和2年中の通告人数が過去最多となった。
		児童相談所	令和2年度に児童相談所（政令市を含む）が行った一時保護（一時保護所への入所）人数は、662人だった。そのうち、児童虐待を事由とする児童は414人であった。	今後も児童の安全確保のため必要と判断した場合は一時保護を実施する。
3	DV被害者の住民基本台帳閲覧制限の徹底	警察本部	住民基本台帳閲覧制限の申出に係る相談を含め即時対応システム登録や行方不明不受理措置等、DV被害者の支援、援助を的確に行った。	引き続き市町等の自治体と連携しDV被害者からの支援措置の申出に対応していく。
		女性相談センター	2件の証明書を発行した。	今後も必要な支援を継続する。
4	関係機関連携によるDV被害者の安全確保	男女共同参画課	関係機関で開催する研修会へ参加した。 必要に応じて相談者に適切な機関を紹介した。また、他機関からあざれあ相談を紹介された相談者の対応をした。	研修会への参加により、関係機関の連携強化が図られた。今後も継続して研修会へ参加する。 相談者の状況に合わせて、引き続き適切な機関と連携を取りながら、より良い支援を行っていく。

	取組名	担当機関	令和2年度の実施状況(成果)	検証結果
5	一時保護を希望するDV被害者に係る情報の共有	こども家庭課	県全体で子どもと家庭を守るネットワークDV防止部会を開催し、関係機関との情報共有を行った。	県全体で子どもと家庭を守るネットワークDV防止部会を開催したことで、関係機関との情報共有が図られた。今後もネットワークDV防止部会を開催する。
		女性相談センター	一時保護聴き取り表、チェックシートを活用して情報共有を行った。	一時保護聴き取り表、チェックシートの活用により情報共有が図られた。情報漏れを防ぎ、スムーズな情報共有を行うために内容精査を継続する。
6	保護命令の積極運用と被害者の安全の確保	こども家庭課	令和2年度の保護命令発令件数は、51件であった。	令和2年度の保護命令発令件数が前年度より14件増となった。今後も保護命令制度について、関係機関への情報提供をしていく。
		女性相談センター	相談があった被害者に保護命令制度について情報提供を行った。申立ての支援を実施した。	相談があった被害者に保護命令制度について情報提供を行うとともに、申立ての支援を実施することで、保護命令の発令につながることができた。今後も支援を継続する。
7	学校関係者に対する虐待発見時の通告義務の徹底	教育委員会(義務教育課)	スクールソーシャルワーカーの資質向上を目的としたスキルアップ研修会において、学校が虐待に対して適切に対応できるよう、虐待に関する知見を深める研修を実施した。文部科学省総合教育政策局長及び初等中等教育局長からの「令和2年度児童虐待防止推進月間の実施について」を管内市町教育委員会に通知した。	学校において虐待が疑われる状況を把握した場合、どのような対応をすればよいか、スクールソーシャルワーカーを通して学校現場に浸透している。
		教育委員会(高校教育課)	新型コロナウイルス感染症拡大により、公立高等学校生徒指導主事研修会は中止となったが、代替として資料を配布した。また、「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」の改訂について、県立・市立高等学校及び県立中学校に周知した。	資料配布と周知により、通告義務の徹底を継続することができた。新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、可能な限り生徒指導主事研修会を開催し、一層の徹底を図る。
		教育委員会(特別支援教育課)	「児童虐待防止月間」とそれに伴う「情報提供に関する指針」等の通知を各県立特別支援学校へ周知依頼した。特別支援学校生徒指導連絡協議会を開催した(開催日6月と12月、参加者38人)。	調査及び通知の発出と周知を依頼した。生徒指導連絡協議会では、スクールロイヤーや大学准教授による講義を通じて、心のケアの大切さについて理解を深めた。今後も関係機関との連携や法令に基づいた適切な対応のため取組を継続する。

居住の安定(第15条)

	取組名	担当機関	令和2年度の実施状況(成果)	検証結果
1	犯罪現場のハウスクリーニング費用の公費負担	警察本部	公費支出した事件はなかった。	今後も対象事件の把握に努め、発生時の適正な運用に努めていく。
2	犯罪被害者に対する県営住宅の一時使用	公営住宅課	なし	今後も一時入居の受入れを継続する。
3	DV被害者に対する県営住宅の一時使用	公営住宅課	2件	今後も一時入居の受入れを継続する。
4	DV被害者、被虐待児童の一時保護施設退所時の支援	児童相談所	虐待を事由として一時保護(一時保護所への入所)を行った児童414人のうち、一時保護を解除し、家庭へ復帰した児童は273人であった。 (児童相談所、女性相談センター)	一時保護の解除にあたっては家庭へ復帰できるよう調整を行う。 (児童相談所、女性相談センター)
		女性相談センター	一時保護中の様子、支援の状況を市町に情報提供した。退所前に被害者と面接し、今後必要となる手続き等を確認した。	市町と情報共有するとともに、被害者と今後のことを確認するなどの自立支援を行った。今後も同種取組みを継続していく。
5	犯罪被害者の公営住宅使用に伴う市町担当課へ周知働きかけ	公営住宅課	市町の公営住宅担当課から犯罪被害者の一時受入れの相談・指導を継続実施した。	市町の担当課からの相談に応じ、犯罪被害者の公営住宅使用の働き掛けを行った。今後も同種取組を継続する。
		くらし交通安全課	市町総合的対応窓口担当課を通じて、市町の既存制度について確認・活用を働きかけた。	「静岡県犯罪被害者等支援ハンドブック」にも犯罪被害者の一時入居制度について掲載している。また、犯罪被害者等支援担当者研修会での既存制度の確認・活用を働きかけたことで、周知が図られた。今後も継続する。
6	被虐待児童の社会的養護の実施	児童相談所	虐待を事由として一時保護(一時保護所への入所)を行った児童414人のうち、一時保護を解除し、施設・里親へ措置(委託)を行った児童は45人であった。	一時保護の解除にあたっては家庭へ復帰できるよう調整を行うが、家庭復帰が難しい場合、施設等への入所措置による居住の安定を確保する。
9	様々な地域・種類の一時保護委託先の確保	こども家庭課	DV被害者の一時保護委託先を11か所確保した。(賀茂地区1か所、東部4か所、中部2か所、西部4か所)	前年度と同数の一時保護委託先を確保することができた。今後も一時保護委託先の確保に努める。

雇用の安定(第16条)

	取組名	担当機関	令和2年度の実施状況(成果)	検証結果
1	犯罪被害者等の新規就労、転職支援の実施	雇用推進課 労働雇用政策課	新規就労や転職希望者に対し、静岡労働局やハローワークと連携し、きめ細かな就労支援を実施した(全就労支援数14,876件)。	犯罪被害者等に特化した取扱いはなかったが、今後も犯罪被害者等を含めた新規就労、転職希望者に対して同様の取組を継続する。
2	犯罪被害による後遺障害者に対する就業情報の提供	雇用推進課 労働雇用政策課	障害を負った人が就職を希望した場合、就業支援と生活支援を一体的に支援する「障害者就業・生活支援センター」を紹介するなどの情報提供を実施した(障害者に対する相談支援件数:26,293件(犯罪被害者以外も含む))。	犯罪被害者等に特化した取扱いはなかったが、今後も犯罪被害者等を含めた障害を負った人が就職を希望した場合に、同様の取組を継続する。
3	事業主との間の労使問題に係る相談受理	雇用政策課 労働雇用政策課	各県民生活センター(中小企業労働相談所)において、労働問題について県民からの相談に対応した(相談件数1,999件)。	労働問題について犯罪被害者等に特化した相談はなかった。今後も労働相談を継続して実施する。

捜査の過程における配慮等(第17条)

	取組名	担当機関	令和2年度の実施状況(成果)	検証結果
1	被害者支援要員の指定と二次的被害防止の徹底	警察本部	指定被害者支援要員に660人(県本部34人、鉄道警察隊2人、高速隊39人、警察署585人)うち女性137人)が指定され、615事件事故の被害者支援活動に従事した。	前年度と同程度の指定被害者支援要員を指定し、同要員が対応すべき事件事故の犯罪被害者等に対しては、初期段階の対応を指定被害者支援要員が実施することで二次的被害の防止を図ることができた。今後も取組を継続する。
2	指定被害者支援要員に対する研修	警察本部	業務指導に併せて県内各警察署において、指定被害者支援要員に対する研修会を開催し、警察における被害者支援や代理受働に関する教養を実施した(参加人数227人)。	新型コロナウイルス感染拡大防止を理由に研修会への参加人数を狭めたことから、前年度と比較して参加人数は減ったものの、死傷者多数事件事故発生時の対応や代理受働に関する教養を実施することができた。今後も指定被害者支援要員に対する教養を実施し、対応能力の向上を図っていく。
3	警察学校入校生に対する犯罪被害者支援の研修	警察本部	警察学校入校生(初任科3回、巡査部長・警部補任用科、性犯罪捜査専科、刑事任用科、生活安全任用科)に対して、被害者支援に関する授業を行った。	前年度同様、警察学校入校生に対して犯罪被害者支援に関する授業を実施することができた。今後も取組を継続する。

	取組名	担当機関	令和2年度の実施状況(成果)	検証結果
4	被害者支援カウンセラーの運用	警察本部	カウンセリングを希望する被害者等29人に対して、臨床心理士等の資格を有する警察官によるカウンセリングを72回実施した。	前年度を上回る被害者等のカウンセリングを実施した。被害実態等を確認し、関係所属と連携してさらなる運用を図っていく。
5	司法解剖遺体の遺体修復費用公費負担	警察本部	遺族の精神的負担軽減のため、制度の対象となる遺体については、司法解剖後の遺体修復費用を公費で負担した(74体)。	公費による修復遺体数は下回ったものの、個々事案について確認をしてから遺体修復を実施しており、適切に運用されたものと判断する。今後も取組を継続する。
6	性犯罪被害者支援における三者協定の運用	警察本部	性犯罪事件の発生の都度、産婦人科医師との連携を図り、性犯罪被害者の精神的負担を軽減するための被害者支援を行った。 ・認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターに対する性犯罪被害者の情報提供数(11件) ・性犯罪被害者に対する公費負担(20人)	関係機関と連携し、産婦人科医療機関や検察庁等への同行支援などの性犯罪被害者が要望した必要な被害者支援を行うことができた。今後も関係団体との情報交換を行って連携を強化し、性犯罪被害者の精神的負担の軽減や二次被害の防止に配慮し、更に積極的な被害者支援を行っていく。

重点課題③: 関係機関相互の連携 民間支援団体に対する県の支援(第7条第2項)

	取組名	担当機関	令和2年度の実施状況(成果)	検証結果
1	民間支援団体への情報提供の強化	警察本部	認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターへの情報提供を希望した犯罪被害者等の情報15件を同センターへ情報提供した。	今後も犯罪被害者等の希望を確認し、積極的な情報提供につなげていく。
2	民間支援団体と連携・協働した広報啓発活動の推進	警察本部 くらし交通安全課	○認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターと連携・協働して街頭広報活動を実施した。 ・11/19(木) アピタ島田店 ・11/20(金) アピタ大仁店 ・11/25(水) アピタ静岡店 ・12/1(火) プレ薬ウォーク浜北 ○静岡県立中央図書館におけるパネル展示の実施 11月17日(火)～12月6日(日)	犯罪被害者週間にあわせて、県内のショッピングモール(東部、中部、西部)内イベントスペースにて、コロナ対策を行ったうえ、広報活動を行った。また、静岡県立中央図書館内において、展示スペースを設けて集中的に広報を実施することができた。今後も同様の取組を継続する。
3	民間支援団体の見舞金交付への協力	警察本部	認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターによる犯罪被害者等に対する見舞金及び防犯ブザーの交付に協力した。 ・見舞金の交付 5件 ・防犯ブザーの交付 28個	見舞金及び防犯ブザーの交付数は前年度と同程度だった。今後も被害状況等から必要と思われる被害者等には積極的に交付できるよう事件取扱所属の担当者への指導を徹底していく。

緊急を要する犯罪被害者等支援の実施(第18条)

	取組名	担当機関	令和2年度の実施状況(成果)	検証結果
1	指定被害者支援要員の弾力的な運用	警察本部	他署への派遣等による弾力的な運用実績なし。	弾力的な運用を要する事件事故の取扱いはなかった。死傷者多数事件事故発生時の対応要領について通達を発出したことから、対象事案が発生した際には弾力的な運用を図る。
2	署犯罪被害者等支援連絡協議会の活性化	警察本部	県下28警察署中、27警察署が警察署犯罪被害者支援連絡協議会を開催した。	新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、書面会議により開催した警察署もあった。今後は、新型コロナウイルスの感染状況を考慮した上で開催方法を検討し、引き続き関係機関との連携強化に努めていく。

重点課題④: 理解の増進

県民の理解の増進(第19条)

	取組名	担当機関	令和2年度の実施状況(成果)	検証結果
1	各種広報媒体を活用した広報啓発の充実	警察本部 くらし交通安全課	県警察ホームページやSNS、運転免許センターのモニター等の各種媒体を通じて広報活動を実施した。 静岡県ホームページ・ツイッター・フェイスブックにおいて、犯罪被害者等支援に係る制度や広報啓発活動を掲載した。 県庁東館ギャラリー及び本館掲示板においてパネル展示を実施した。また、静岡県立中央図書館においてパネル展示を実施した。	新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、年頭視閲式等の大規模な行事は中止となったものの、ホームページやSNS等を利用した広報活動を継続して実施することができた。今後、更なる広報媒体の活用を検討していく。 各種イベント、ホームページ、SNS等を活用した広報啓発活動を実施することができた。今後、インターネットを活用した広報も積極的に進めていく。
2	犯罪被害者週間の集中的な広報、街頭活動の強化	警察本部 くらし交通安全課	認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターと連携・協働して街頭広報活動を実施した。 ・11/19(木) アピタ島田店 ・11/20(金) アピタ大仁店 ・11/25(水) アピタ静岡店 ・12/1(火) プレ薬ウォーク浜北 (警察本部、くらし交通安全課) 県立中央図書館において、犯罪被害者支援に関するパネル及びポスターの展示、犯罪被害者支援関係蔵書の紹介、犯罪被害者支援相談窓口のパネルの配架等の展示を実施した。(展示期間: 11月17日～12月6日) (警察本部、くらし交通安全課) ○「性暴力被害について考えるシンポジウム」の開催 性暴力被害の実態や、男女間における様々な暴力を周知し、性暴力及び男女間の暴力を絶対に許さないという意識を醸成し、静岡県性暴力被害者支援センターSORAの認知度向上を図る目的で開催した。 ・開催日: 11/14(土) ・開催場所: 浜松市地域情報センター(浜松市) ・参加者: 208人(Web参加者含む)	犯罪被害者週間にあわせて、県内のショッピングモール(東部、中部、西部)内イベントスペースにおいて、新型コロナウイルス感染対策を行った上で街頭広報活動を行った。 (警察本部、くらし交通安全課) 初めての試みとして、静岡県と共同して県立中央図書館における企画展示を実施した。展示初日におけるテレビ放映や同図書館のホームページ及びTwitter上で行事予定として掲載されたことで更なる広報につながった。今後も同種取組を継続する。 (警察本部、くらし交通安全課) シンポジウムでは、県内出身の精神科医師による基調講演、性暴力被害当事者や性暴力被害研究者等によるパネルディスカッションを開催し、性暴力被害者への理解を深め、意識の醸成を図ることができた。今後も講演会等を通じて、性暴力被害者支援の啓発に努める。
3	犯罪被害者等支援講演会inしずおかの継続開催	警察本部 くらし交通安全課	静岡市、認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターとの共催による「犯罪被害者等支援講演会inしずおか」を継続開催した。 ・開催日: 11/27(金) ・開催場所: 札の辻クロスホール ・参加者: 115人	新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、事前申込制として例年より定員人数を削減したことから、録画した講演会の映像を後日、期間限定でWeb配信した。今後も取組を継続する。

取組名	担当機関	令和2年度の実施状況(成果)	検証結果
4 「犯罪被害者等に関するリーフレット」による広報啓発	くらし交通安全課	犯罪被害者等支援リーフレットを活用して広報啓発活動を実施した。 ・11/19(木) アビタ島田店 ・11/20(金) アビタ大仁店 ・11/25(水) アビタ静岡店 ・12/1(火) アレキオパーク浜北 犯罪被害者等支援講演会での広報啓発活動を実施した。 犯罪被害者週間に静岡県立中央図書館で広報啓発活動を実施した。	犯罪被害者週間の広報活動等で活用した。今後も同様の取組を継続する。
5 被害者支援貢献者への積極的な表彰による士気高揚	警察本部	認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センター理事4人及び監事1人に対し、同センター理事長及び県警察本部長の連名表彰を贈呈した。	今後も被害者支援活動への貢献者に対する表彰を積極的に行うことで、被害者支援に関する士気高揚を図っていく。
6 「児童虐待防止静岡の集い」開催による県民の理解の醸成	こども家庭課	県内施設のアレンジライトアップ(富士山世界遺産センター、三島スカイウォーク、びゅうお、大観覧車「Fuji Sky View」等)、啓発品の配布をした。また、民間企業とのタイアップとしてアスルクラ沼津と、児童虐待防止に係るパートナーシップ協定を締結した。	県民の児童虐待防止への理解促進を図ることができた。今後も同種取組を継続する。

学校における教育(第20条)

取組名	担当機関	令和2年度の実施状況(成果)	検証結果
1 命の大切さを学ぶ教室の開催	警察本部 教育委員会(義務教育課) 教育委員会(高校教育課)	被害者御遺族や警察職員による講義により、中高生を対象にした命の大切さを学ぶ教室を開催した(中学校3校、高等学校5校)。(警察本部、義務教育課、高校教育課) 警察本部に推薦して開催した学校以外でも希望があれば開催可能であることを他の学校にも広報した。新型コロナウイルスの影響等もあり、当初計画の半数の学校で開催した。 生命(いのち)のメッセージ展の展開 高校生の交通安全意識の高揚を図るため、命の大切さを伝える「生命(いのち)のメッセージ展」を開催した。 展示7校、講演0校 (高校教育課、くらし交通安全課)	新型コロナウイルスの感染拡大により、開催中止を余儀なくされた学校もあったものの、開催校については、被害者御遺族や警察職員が放送室から講演を行い、生徒は各教室で聴講するなどの開催方式により新型コロナウイルス感染症対策を図った。今後も取組を継続する。(警察本部、義務教育課、高校教育課) 命の大切さを学ぶ教室を新型コロナウイルスの感染状況を考慮しつつ開催することができた。今後も感染対策に努めながら、学校等と連携して取組を継続する。 新型コロナウイルス感染症拡大により、年度当初に計画した各高等学校における展示や講演を延期及び中止とし、7校で展示を実施した。令和3年度も展示のみを実施する。 (高校教育課、くらし交通安全課)
2 生命の尊重に関する道徳教育と体験活動の推進	教育委員会(義務教育課) 教育委員会(高校教育課)	学校、家庭、地域と連携し、他人を思いやる心、生命を大切にする心等を育む道徳教育の推進を図るため、道徳教育研修会等を通じ、研究指定校の取組を県内小・中学校及び義務教育学校に広めた。 介護・保育実習の実施 ・令和2年度に実施及び代替実施:70校 ・次年度に延期:21校	オンラインによる道徳教育研修会の実施により、道徳教育推進教師を中心に校内の道徳教育推進方法について考える機会となり、道徳教育の充実が図られた。道徳の教科教化に伴い、問題解決学習や体験的な学習を取り入れた質の高い指導法や評価等についての共通理解を図るため、今後も県内全小・中学校及び義務教育学校の道徳教育推進教師を対象とした研修会を実施する。 新型コロナウイルス感染症拡大により、多くの学校が施設長等の講話や児童文化財の制作と寄贈等により代替して実施した。感染症の状況を踏まえ、受入施設等と連携を図り、十分な感染対策の上で、触れ合い体験等を継続する。
3 こころの教育の推進	教育委員会(高校教育課)	心を育む地域連携研修会を実施した。 ・開催場所:県内10地区 ・参加人数:364人 新型コロナウイルス感染症対策のため、心の教育学級懇談会についてアンケート等による代替を可能とした。	新型コロナウイルス感染症拡大により、実施時期やその形態において前年度と変更があったが、それぞれ実施することができた。今後も取組を継続する。
4 体験活動を通じた教育の推進	教育委員会(義務教育課)	自然体験活動や社会体験活動を通じて、豊かな人間性を育む教育を推進するよう、県内全小・中学校及び義務教育学校に啓発した。	県内全小・中学校及び義務教育学校に啓発したことで、豊かな人間性を育む教育の推進が図られた。今後も取組を継続する。
5 私たちの道徳の配布	教育委員会(義務教育課)	道徳の教科教化に伴って教科書が支給されたため、「私たちの道徳」は文部科学省より配布されていない。	教科書を活用するため、「私たちの道徳」は文部科学省より配布されない。
6 生命を尊重する心情や態度の育成	教育委員会(特別支援教育課)	特別支援学校のうち、豊かな人間性を育む体験活動等を実施した学校は83.8%、人権教育に取り組んだ学校は100%であった。	特別支援学校では豊かな人間性を育む体験活動等や人権教育に取り組んでいる。今後も各校の実態に応じた取組を継続する。
7 豊かな人間性と社会性の育成	教育委員会(特別支援教育課)	全ての学校が所在地域での交流及び共同学習を計画した。副次的な籍の「交流籍」を活用した交流及び共同学習(居住地校交流)を令和元年度から全県で実施し、希望した882人の幼児児童生徒のうち、690人が実施した。	690人の幼児児童生徒が、交流及び共同学習を実施して豊かな人間性と社会性の育成を図っている。今後も周知を図りながら関係課や市町等と連携し、取組を継続する。

犯罪被害者支援従事者に対する研修(第21条)

取組名	担当機関	令和2年度の実施状況(成果)	検証結果
1 指定被害者支援要員に対する研修の実施	警察本部	業務指導に併せて県内各警察署において、指定被害者支援要員に対する研修会を開催し、警察における被害者支援や代理受傷に関する教養を実施した(参加人数227人)。	新型コロナウイルス感染症拡大防止を理由に研修会への参加人数を狭めたことから、前年度と比較して参加人数は減ったものの、死傷者多数事件事故発生時の対応や代理受傷に関する教養を実施することができた。今後も指定被害者支援要員に対する教養を実施し、対応能力の向上を図っていく。
2 警察学校入校生に対する犯罪被害者支援の授業を実施	警察本部	警察学校入校生(初任科3回、巡査部長・警部補任用科、性犯罪捜査専科、刑事任用科、生活安全任用科)に対して、被害者支援に関する授業を行った。	前年度同様、警察学校入校生に対して犯罪被害者支援に関する授業を実施することができた。今後も取組を継続する。
3 女性地域警察官研修会の開催	警察本部	女性地域警察官研修会を開催した。	ひまわり窓口担当者を含む女性地域警察官を対象とした研修会を開催し、犯罪被害者の心理や聴取時の留意点等について教養を実施した。今後も女性地域警察官への指導教養を継続する。
4 女性被害捜査官研修会の開催	警察本部	毎年度実施していた警察署女性被害捜査官等研修会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により開催しなかったが、ひまわり窓口研修会や専科教養では、警察署女性被害捜査官等に指定された警察官に対し、性犯罪被害者の心情に配慮した対応要領等の必要な教養を行った。	令和2年度は、必要な教養を行うことができた警察官数が減少したため、令和3年度については、県内に5会場から7会場を設定し、警察署女性被害捜査官等研修会を開催するとともに、県下警察署からの依頼に応じて巡回教養も実施していく。
5 警察署相談係員対象の研修会の開催	警察本部	県下警察署相談係員を対象とした研修会を開催した。(新任相談係研修会1回、レベルアップ研修会2回)	新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、レベルアップ研修会は2日間に亘ってリモートにより開催した。事前に研修資料を配布するなどして、新任を含む相談係員を開催するとともに、県下警察署からの依頼に応じて巡回教養も実施していく。
6 犯罪被害者等支援従事者に対する代理受傷の研修の実施	警察本部	指定被害者支援要員に対する研修及び警察学校入校生に対する被害者支援に関する教養時に、併せて犯罪被害者等支援従事者が受ける代理受傷について教養を実施した。	被害者支援に関連する研修時に、代理受傷について教養を実施した。次年度も被害者支援に関連する各種研修会等を予定しており、今後も同種取組を継続する。
7 犯罪被害者等支援ハンドブックの活用	くらし交通安全課	静岡県犯罪被害者等支援ハンドブックの内容を更新し、静岡県ホームページで公開した。関係機関・団体等に対し活用を促すとともに研修において活用しながら被害者支援担当者の対応スキル向上を行った。	関係機関・団体等に対し活用を促すとともに、研修等において活用する。

取組名	担当機関	令和2年度の実施状況(成果)	検証結果
8 県・市町担当者に対する研修会の開催	くらし交通安全課	○「静岡県犯罪被害者等支援担当者研修会」の開催 県・市町犯罪被害者等支援担当者と管轄警察署担当者、支援関係機関・団体との合同研修会を開催した。 ・開催日：10/7(水)、10/14(水)、10/28(水) ・開催場所：県庁、浜松総合庁舎、東部総合庁舎 ・参加人数：計138人	犯罪被害者等支援の推進、県・市町窓口担当職員等による二次的被害防止及び行政と警察、関係機関等が連携した途切れのない支援を目指し、窓口の充実や担当者の技術の向上に向けた取組を行った。今後も継続して各種研修等を開催する。
9 DV被害者、児童虐待に係る相談体制整備の研修実施	男女共同参画課	県及び市町の男女共同参画に係る女性相談員を対象にDV被害者を含めた相談対応について研修会を実施した。 (開催日9/2、参加者23人) 女性相談センター主催女性保護・DV相談担当者研修会においてあざのDV相談対応について資料を提供した。	引き続き、女性相談員向けの研修を開催し、相談員の資質向上を目指す。
	女性相談センター	各健康福祉センター、市町の女性相談担当等を対象に、3回研修会を実施した。 ・第1回女性保護担当職員・女性相談員研修：4/10(16人) ・第2回女性保護担当職員・女性相談員研修：10/9(49人) ・第3回女性保護担当職員・女性相談員研修：2/26(53人)	第2回担当者研修においては、「多様な性を生きる人々の悩みとLGBTQ相談支援の仕組み」について講義を実施した。LGBTQの知識に加えて、相談員としての姿勢や取り組むべき課題について、共通理解を持つことができた。
		女性保護・DV相談担当者研修会 ・7/31(中遠20名) ・8/17(東部17名) ・8/21(藤枝13名)	第3回担当者研修においては、「女性相談と児童相談の連携」について、ZoomによるWEB講義を実施した。連携の必要性について、関係機関の認識が深まった。 本年度は講義形式の研修会のみを実施したが、今後は女性保護事業推進の中核となる女性相談員の資質向上のため、グループワークや事例検討会等、より実践的な研修をWEB開催できるよう準備していく必要がある。
		女性相談員事例検討会 中止(新型コロナウイルス対策のため)	
児童相談所	講師依頼により実施 ・警察学校講師(実施日12/3、2/17)	警察学校の講師派遣ではDV対応や被害者の特性等について説明した。	
10 犯罪被害者等に初期に接する者の研修実施	精神保健福祉センター	○こころの緊急支援活動研修(Web開催) ・対象：学校、行政、警察職員 ・開催日：2/22(月) Web研修 参加者87人 2/22(月) オンデマンド配信 参加者116人	こころの緊急支援活動に係る研修会をWeb開催し、具体的対応についてはオンデマンド配信した。学校職員、行政及び警察職員等犯罪被害者等に最初に接する可能性のある者に被害者等の心情、関わり方等について理解を深めることができた。今後も取組を継続する。
11 児童・生徒が犯罪被害に遭遇したときの危機対応研修の開催	教育委員会(義務教育課)	なし	研修の内容や方法を吟味し、実施の可能性を検討したい。

意見の反映(第22条)

取組名	担当機関	令和2年度の実施状況(成果)	検証結果
1 アンケート調査の実施	警察本部	なし	なし
2 有識者の意見の反映	警察本部	令和元年度における推進計画の実施状況を検証する際、有識者への意見聴取を実施した。	検証時に聴取した有識者からの意見について、内容を精査し、意見を反映すべく検討を行った。今後も同種取組を継続して、被害者支援活動の推進を目的に意見の反映に努めていく。
3 パブリックコメントの実施	警察本部	第2次推進計画を策定する際に、パブリックコメントを実施した。(意見公募期間：令和3年2月5日から同年3月4日)	第2次推進計画(案)に対する意見は無かった。今後、計画期間内においても推進計画の見直しを図る際にはパブリックコメントを実施する。
	くらし交通安全課	なし	なし

静岡県犯罪被害者等支援推進計画検証結果（令和2年度）

令和3年9月

静岡県犯罪被害者等支援推進本部

（事務局：静岡県警察本部 警務部 警察相談課 犯罪被害者支援室）